

## 社会福祉法人双和会 役員等報酬規程

### (目 的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人双和会（以下「当法人」という）定款第 9 条および第 2 3 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第 2 条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第 3 条 役員・評議員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合（日額 5,000 円）

(2) 監事が、監査を実施した場合（日額 5,000 円）

### (改 廃)

第 4 条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附則

1. この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。